

第4回定例会議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第59号 いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第60号 いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第61号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 第 8 議案第62号 権利の放棄について
- 第 9 議案第63号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第64号 農村交流施設（ふれんどパーク羽島）の指定管理者の指定について
- 第11 議案第65号 農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定について
- 第12 議案第66号 都市公園等（北部地区）の指定管理者の指定について
- 第13 議案第67号 都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定について
- 第14 議案第68号 都市公園（塩田第2公園）の指定管理者の指定について
- 第15 議案第69号 都市公園（新田公園）の指定管理者の指定について
- 第16 議案第70号 都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定について
- 第17 議案第71号 市来体育館等の指定管理者の指定について
- 第18 議案第72号 多目的グラウンド等の指定管理者の指定について
- 第19 予算議案第5号 令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）
- 第20 下水道予算議案第2号 令和6年度いちき串木野市下水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第1号（11月29日）（金曜）

出席議員 15名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	（欠員）	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神藺敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財政課長	長	畑正博君
副市	長	出水喜三彦君	教育総務課長	長	吉永康彦君
教育	長	相良一洋君	消防長	長	下池裕美君
総務課	長	岡田錦也君	福祉課長	長	田中俊二君
企画政策課	長	山崎達治君	シティセールス課長	長	崎崇君

△開 会

○議長（中里純人君） これから令和6年第4回いちき串木野市議会定例会を開会します。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

去る11月25日までに受理をした陳情及び要望書等は、お手元に配付した陳情配付文書表及び要望書等配付文書表のとおりです。

次に、監査委員から報告のあった9月分の例月出納検査の結果及び監査報告第3号、第4号及び第5号をお手元に配付してあります。また、鹿児島県市議会議長会臨時総会出席報告についても、その写しをお手元に配付してあります。

△開 議

○議長（中里純人君） これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中里純人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、高木章次議員、江口祥子議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（中里純人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月23日までの25日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から12月23日までの25日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第20

○議長（中里純人君） 次に、日程第3、議案第57号から日程第20、下水道予算議案第2号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） おはようございます。

議案の提案理由の前に、御報告をさせていただきます。

まず、姉妹都市サリナス市訪問についてであります。

姉妹都市盟約45周年に当たり、本市サリナス協会によります訪問団に参加して、10月23日からアメリカ、サリナス市を訪問いたしました。記念式典への出席をはじめ、サリナス市長、姉妹都市協会長、本市出身者などの交流を深め、互いに今後さらなる交流発展に努めることを確認いたしました。

また、10月27日、ロサンゼルスで開催された南カリフォルニア鹿児島県人会創立125周年記念式典に出席をいたしました。本市土川出身の岩下寿盛実行委員長をはじめとする本市出身者のほか、鹿児島県から北米移民第1号とされ、カリフォルニアのブドウ王、グレープキング、バロン長沢と呼ばれた長沢鼎、カリフォルニア移民の父と呼ばれた内田善一郎氏に始まる米国との交流の歴史の中で、御苦労いただきました関係者の皆様の労をねぎらうとともに、様々なつながりのある方々と交流を深めることができました。

次に、薩摩藩英国留学生記念館についてであります。

今年開館10周年を迎えることから、11月2日、留学生子孫の方々をはじめ、多くの関係者の御協力を得て、記念セレモニーを開催いたしました。当日は、アメリカから長沢鼎の子孫に当たる伊地知ファミリー関係者一行26名をはじめ、町田久成、松村淳蔵などの子孫50名を含む多くの方々に出席していただき、羽島小・中学生による留学生秘話のスピーチ披露や、記念事業となる「旅立ちの地」エッセイコンテストの表彰などを行いました。

同時に、長沢鼎特別企画展も開始いたしました。

長沢の遺志を受け継ぎ、カリフォルニアでワインメーカーとして活躍する石窪俊星氏をナビゲーターとして、ドキュメンタリー映像やパネル展示で長沢のその後の人生をつづりながら、薩摩藩英国留学生の顕彰と交流人口の拡大に努めているところであります。

次に、神村学園吹奏楽部全日本マーチングコンテストでの活躍についてであります。

11月17日に大阪城ホールで開催された第37回全日本マーチングコンテストにおいて、神村学園中等部高等部吹奏楽部が最高賞の金賞を受賞いたしました。全国から選抜された優秀校36校による大会で、九州からは6校、鹿児島県からは神村学園のみの出場であります。

こうした地元学校の活躍は、我々市民に大きな感動を与え、勇気づけてくれるとともに、町に活気と大きな希望を与えてくれます。心からのお祝いを申し上げ、今後さらなる活躍を期待するところであります。

それでは、議案の提案理由を申し上げます。

令和6年第4回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号専決処分の承認を求めることについてであります。

令和6年度いちき串木野市一般会計において、令和6年10月15日公示、同27日投開票の衆議院議員総選挙に係る予算措置に急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案第58号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されるため、関係条例を整理しようとするものであります。

議案第59号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

子ども医療費の支給方法を、令和7年4月1日以

降の診療分から全ての高校生以下を対象に窓口負担を無料とする現物給付方式へ変更するため改正しようとするものであります。

議案第60号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

議案第61号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてであります。

大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第62号権利の放棄についてであります。

平成27年に生じた特別障害者手当と返納金について、破産の免責決定により未返納額の回収が不可能となったことから、債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市営住宅の入居要件について、同居親族要件の緩和を行うため、子育て世帯の認定基準を拡充するため改正しようとするものであります。

議案第64号から議案第72号までは、指定管理者の指定についてであります。

ふれんどパーク羽島及びれいめいふれあい公園をれいめい羽島協議会に、都市公園等の北部地区及び南部地区を株式会社石原建設に、塩田第2公園を中央地区まちづくり協議会に、新田公園を野平地区コミュニティ協議会に、串木野サンセットパークをれいめい羽島協議会に、市来体育館、市来武道館、川北スポーツ公園及び秀栄ドームを株式会社日本水泳振興会に、多目的グラウンド、庭球場及び市来運動場を有限会社俣木造園にそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により

議会の議決を求めるものであります。

次に、予算議案第5号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,619万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を188億4,747万2,000円とするほか、債務負担行為及び地方債の補正であります。

それでは、歳出から款を追って、その主なるものについて説明を申し上げます。

まず、各款にわたり、人事異動等に伴い給与費等を調整し、1,452万3,000円を減額しております。

2款総務費は、総務管理費で会計年度任用職員報酬等及び地方公共団体情報システムの標準化・共通化事業費の追加であります。

3款民生費は、社会福祉費で障害者総合支援法介護給付等事業費の追加、児童福祉費で児童発達支援事業費の追加、生活保護費で生活保護扶助費の追加であります。

6款農林水産業費は、林業費でGPS発信機を活用したサルの生態調査実施に係る有害鳥獣捕獲事業費の追加であります。

7款商工費は、商工振興費で新規創業等支援事業補助金の追加のほか、串木野甕島航路活性化推進事業補助金及び来年3月に就航する結Lineこしき就航記念事業補助金の計上、観光費でホテルアクシアくしきの今後の在り方や利活用の可能性を調査する経費の計上であります。

8款土木費は、都市計画費で八房地区の浸水対策を行うために樋門を築造する内水氾濫浸水対策事業費の追加、住宅費で市営住宅の維持補修費の追加であります。

10款教育費は、中学校費で教科書の令和7年度改定に伴うデジタル教科書等購入費の計上、社会教育費で自主文化事業実施に伴う市文化協会運営補助金の追加であります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

10款地方交付税は、今回の補正財源所要額の追加であります。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、事業費決定に伴うものであります。

17款寄附金は、冠岳登山道整備に係るガバメントクラウドファンディング寄附金の計上であります。

18款繰入金は、ふるさと寄附金基金繰入金の追加であります。

19款繰越金は、前年度繰越金の追加であります。

21款市債は、地方道路整備事業債及び臨時財政対策債の追加であります。

第2条債務負担行為の補正は、戸籍等への氏名の振り仮名記載事業等のほか、ふれんどパーク羽島など9件の指定管理者に係る指定について、期間と限度額を定めるものであります。

第3条地方債の補正は、道路整備事業債及び臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

次に、下水道予算議案第2号令和6年度いちき串木野市下水道事業会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、西薩中核工業団地内企業の事業拡大に伴うもので、収益的収支の収入において、増収見込みによる下水道使用料の追加及び収益的収支の支出において、汚泥処理経費の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これより質疑に入ります。

まず、議案第57号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第59号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号いちき串木野市ひとり親家庭等

医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号権利の放棄について、質疑はありませんか。

○7番（田中和矢君） この権利の放棄は金額的には3万6,000円とそう大きな金額ではないし、また、市の顧問弁護士の見解などを持ち出すまでもなく、破産の免責決定があれば当然のこととして放棄することになるわけですが、問題はその理由。障害児福祉手当等を認定してしまった、その子どもさんが1歳8か月であったと。3歳からがこの認定の基準ということなのですが、理由は障がいの永続性を確認できる年齢ということで、そこまでしっかりと見てからやるということなんですね。

それはそれとして、福祉課の担当者が見落としたということですが、市の仕事は、担当者がいて、主任がいたり課長補佐がいたり課長がいたりする、その全員がチェックの段階で見落としたということで、金額は少ないけれども非常に大事なことだと思います。

権利の放棄が発生して、今後どのような体制、見直しをされたのかをお伺いしたいと思います。

○福祉課長（田中俊二君） 今後のチェック体制についてであります。まず、職員全員の、関わる全員の制度の理解及びチェックシート等を作り複数でチェックをするということで再発防止に努めているところであります。

○7番（田中和矢君） 人はミスをするし間違ふことはあるんで、その間違いを指摘して追及するというようなことはしません、やはり今チェックシートを作つてと、対策を取っているということですが、今後もこういったようなことをしっかりとやった業務をやっていただきたいと思います。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第63号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号農村交流施設（ふれんどパーク羽島）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号都市公園等（北部地区）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号都市公園（塩田第2公園）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号都市公園（新田公園）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号市来体育館等の指定管理者の指

定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第72号多目的グラウンド等の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第5号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について、質疑はありませんか。

○15番（福田清宏君） ホテルアクシアくしきの施設調査事業の費用が出ているんですが、これ、無償譲渡、無償貸与という流れの中でのことでありますが、市の立ち位置はどういうお考えで、前回もでしたけれども今回もこういう予算措置をされているのか、説明をお願いします。

○シティセールス課長（長崎 崇君） ホテルアクシアくしきのにつきましては、民間の譲渡ということで、今、民間の施設になっているわけですが、その施設の運営の中でどうしても修繕等必要になってきているということで補助している部分がございます。

ただ、この施設自体がやはり市に必要な大切な施設だと考えておりますので、今回の調査につきましては、その施設の劣化の状況、それから将来経費等をちょっと調査しながら、どういう在り方がいいのかというのを検討するための資料を作って、それからどうしていくかというのを検討したいと考えているところでございます。

○議長（中里純人君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、下水道予算議案第2号令和6年度いちき串木野市下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案については、議案

第57号を除き、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、議案第57号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

議案第57号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午前10時26分